

第 21 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 26 日（水） 8 時 58 分～ 9 時 51 分
2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12 名出席）

- ①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢槿 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

- 小田 新一 ○白肌 正 ○石原 岩雄 ○尾上 進
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

- 山口 幸春

5 議事日程

- 諮問第 5 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
諮問第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
報告第 1 号 治山工事に伴う農地の保安林指定に関する協議の報告について
報告第 2 号 農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 12 号 非農地判断について

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 事務局長 下脇 一博
管理係長 平瀬 修治
主 査 岩崎 展幸
主 任 川畑 幸博
○農政林務課 主 査 高口 良輔
主 事 馬場 亮輔
主 事 谷川 侑紀

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第21回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、11番 石原 勇一郎 委員、1番 久保 秀幸 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第21回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。3月5日に阿久根市議会において、議員から農地に関する一般質問がありましたので、私が出席し答弁いたしました。

次に、同日の3月5日には、東京都で開催されました、第20回女性の農委員活動推進シンポジウム及び女性の委員のための農業者年金セミナーに〇〇委員が出席いたしました。

次に、3月10日にJA鹿児島いずみ本所で開催されました、役員報酬審議会に私が出席いたしました。

次に、昨日の3月25日にホテルウェルビュー鹿児島で開催されました、鹿児島県農業会議第107回通常総会及び令和6年度農地利用最適化推進検討会に私が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、

議事参与分以外を先に審議いたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（谷川 侑紀）

諮問第5号につきまして、説明いたします。

今回、更新13件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、去る3月13日に関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページの記載分については、議事参与案件になりますので、後程説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『澱粉用甘藷を主体に、販売が安定している実えんどうを組み合わせ、土つくりと適期管理を進め、高品質、増収対策に取り組む。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『生産技術を高め、更に土つくりを徹底し、品質と増収対策を進める。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『ぶどうの巨峰を新植する。また、ピオーネとレモンも収穫出来るようになり、今後は、品質向上と増収を目指すために土つくりと適期管理を徹底する。また、目標年度までに制度資金等を活用し、乗用草刈機を1台導入する。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『青果用たけのこを主力とし、実えんどうを加え、適期管理と土つくりにより品質向上と増収対策に取り組む。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『個体管理を徹底し、上物率向上に努める。また、種牛毎の枝肉成績及び経済性の分析を行い、経営の安定を図る。また、目標年度までに制度資金等を活用し、トラクターを1台導入する。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『肥育牛と水稻を主体に経営し、今後、肥育牛は個体管理を徹底し、水稻は規模拡大を進め、経営安定を目指す。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『肥育牛においては、配合飼料、粗飼料の価格が高止まりであり、極力稲わらの確保を進める。なお、生産牛は年一産を目指すために、実績牛の保留に努める。また、目標年度までに制度資金等を活用し、自動給餌器を1台導入する。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「株式会社 〇〇〇」です。

生産方式の合理化に関する事項については、『肥育牛単一経営で、生産経費のコスト削減、高品質安定生産の為の細やかな飼育管理を行う。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『露地野菜主体の経営であり、土つくりを徹底した生産管理に青果用タケノコとシイタケを組み合わせ、増収と品質向上対策を進めたい。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『土つくりを徹底し、品質と増収対策を進める。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『果樹園での収穫物は全てパレット運搬により、大幅に労力軽減が図られており、6年生になるレモンが低収であることから、ウッドチップをマルチとして活用しており、今後灌水施設を整備し、増収と品質向上を目指す。また、目標年度までに、制度資金等を活用し、動力噴霧器を含めた4つの機器を導入する。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『土つくりを徹底し、品質と増収対策を進める。』となっています。

補足ですが、「〇〇 〇〇」さんについては、これまで県が認定事務を行う広域認定に向けて処理を進めてきたところです。しかしながら、県や他市町村との折り合いがつかなかったことから、〇〇さんの意向も確認した上で、今後についても阿久根市の認定農業者として認定することとなったところです。なお、認定日については、令和6年10月1日とし、本来の認定更新日であった日付まで遡って認定することとします。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ致します。

議長 (田嶋 輝男)
農政林務課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (尻無濱 俊幸)
6番の「〇〇 〇〇」についてですが、現状の肉用牛(肥育)の50頭に対して、生産量45頭は、少し多いように感じますが、内訳が分かれば教えてください。

農政林務課 (馬場 亮輔)
令和7年2月1日現在の本人からの聞き取りにおいて、成牛15頭、育成牛15頭、子牛12頭の計42頭であります。

議長 (田嶋 輝男)
総会を中断し、協議会に移ります。

～ 協 議 会 ～

議長 (田嶋 輝男)
総会を再開します。
他に、質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。
ただし、通し番号6番の現状について、肉用牛の頭数に対し、生産量の頭数は、生産の過程で難しさがあり、生産量の頭数が誤りであると思われます。頭数に誤りがある場合には、認定の判断となる所得も変わる可能性があることから、継続審議として、次回総会において、本人にも再度聞き取りを行った上で、農政林務課の説

明を求め、判断することといたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分を審議いたしますので、「〇〇 〇〇」委員は退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (谷川 侑紀)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『家族労力で生産管理ができるように、生産方式の見直しを進める。』となっています。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ致します。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、諮問第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、

議事参与分を先に審議いたします。

「〇〇 〇〇」委員は退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

諮問第6号につきまして、まず始めに議事参与分から説明いたします。

資料の4ページ上段を御覧ください。

「〇〇 〇〇」委員耕作分は、山下〇〇番、外4筆、面積が5,532 m²で、いずれも前耕作者死亡に伴う引受によるものであります。

以上よろしく願います。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり異議がない旨を答申することに決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分以外を審議いたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

それでは改めまして、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっ

ておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年6月1日貸付開始分の申請であり、4月14日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地の筆数が74筆、面積76,831㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権の設定等を受ける耕作者は20名であり、認定農業者が8名、地域の中心的な担い手が12名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第6、報告第1号 治山工事に伴う農地の保安林指定に関する協議の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

報告第1号、治山工事に伴う農地の保安林指定に関する協議の報告について、御説明いたします。

鹿児島県北薩地域振興局より農地の保安林指定についての協議が1件ありました

ので報告します。

総会資料は4ページ、地図は1ページを御覧ください。

本件は、令和7年2月25日付け北林水第1099号で、鹿児島県北薩地域振興局から農地の保安林に関する協議があったものです。

対象地は、脇本字八郷〇〇番で、面積は100㎡、地目は田です。

現地確認につきましては、令和7年3月10日に、事務局2名と農業委員2名で行いました。

本件は、県が実施する治山事業で森林の維持造成を図る保安施設事業であることから、土地所有者の承諾を得て森林法第33条により、対象地を保安林に指定するものです。

なお、土地の地目変更登記については、県の方で手続きを行います。

申請地は、自生したと推測される雑木等が繁茂し山林状態であるため、非農地と認められ、本件土地を耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいと確認し、農地以外の現況であり、保安林に指定することに異議はない旨を回答しております。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島県北薩地域振興局農林水産部林務水産課長に対し、治山工事に伴う農地の保安林指定については、異議がない旨での回答を行ったことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、報告第2号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第2号、農地の転用事実に関する照会の報告について、御説明いたします。

鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、別紙農地についての照会が1件ありましたので報告します。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

この法務局からの照会があった場合は、2週間以内に回答するようになっています。

それでは、報告第2号について御説明します。

総会資料は6ページ、地図は2ページを御覧ください。

本件は、令和7年3月12日付け鹿児島法日記第49号で、鹿児島地方法務局出水出

張所登記官から、農地の転用事実に関する照会があったものです。

照会地は、波留字浦田〇〇番、地目は田、面積は 498 m²、変更後の地目は宅地です。

現地確認につきましては、令和 7 年 3 月 17 日、〇〇推進委員と事務局で行いました。

照会地は、平成 10 年 1 月 12 日に農地法第 5 条で申請がされており、転用目的は一般住宅の建設となっています。

この申請は、平成 10 年 1 月 29 日の総会で許可相当で県に進達され、平成 10 年 3 月 31 日に許可されています。

現況についても、建物が立っており、農地以外の現況であったことを確認し、その旨を法務局に回答しております。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、農地法第 5 条の規定による転用許可がなされており、一般住宅が建設され、農地以外の現況であった旨を回答したことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 10 号について御説明いたします。

議案書の 8 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 2 件です。

整理番号 1 について説明します。

地図は、別添資料 3 ページです。

申請地は、山下〇〇番、面積 172 m²と山下〇〇番、面積 101 m²の 2 筆です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、自宅の隣にある〇〇さんの農地を譲り受けて、1 枚の農地として利用するために申請されました。

取得後は、露地野菜の栽培をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号 2 について説明します。

地図は、別添資料 4 ページです。

申請地は、脇本〇〇番の畑で、面積は 35 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、今月の総会で審議します非農地証明願の申請があった脇本〇〇番の畑と3条申請された脇本〇〇番の畑を交換することで、所有者間で話を進めていたところ、当時の一方の所有者がお亡くなりになり、手続きが中断していたが、相続等の問題が解消したことにより、今回、申請するものです。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番 尻無濱 俊幸 委員

委員 (尻無濱 俊幸)

議案第10号に係る調査は、3月10日に、8番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第11号について、御説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。

それでは、整理番号1の案件を御説明いたします。

議案書は10ページ、地図は5ページ及び6ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借による設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、塩鶴町に住所があります「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を借り受け、隣接する山下〇〇番の山林で、面積51㎡と一体利用し、新たな住宅とするため申請されました。

申請地の面積は521㎡で、一般住宅の面積500㎡を超過していますが、このことについては申請譲受人から、『申請地の東側が高い土手になっているため、後退線の部分を取ると宅地部分として利用できる転用面積が500㎡以下になる。』との理由書が提出されております。

また、申請地には平成13年頃から資材倉庫が建っており、このことについては『当時、農地法での許可が必要なことを知らずに建ててしまった。』との始末書が出されております。

申請地は整地され、住宅が建築されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は、7ページ及び8ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

なお、平成22年5月の第23回総会において、潟土地区画整理事業区画内の転用に係る現地調査については、宅地化を目的とした区域であることから委員の現地調査は行わないとの決議に基づき、現地調査を省略し、当日、事務局の方で説明を行いました。

譲受人は、本市、赤瀬川に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地に一般住宅を建築するため、本

件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

なお、本申請中に譲渡人である「〇〇 〇〇」さんが亡くなりましたが、相続人の「〇〇 〇〇」さんから申請上の地位を継承した旨の申立書を頂いていますので、許可書については「〇〇 〇〇」さんで発行いたします。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

8番 馬見新 貢 委員

委員 (馬見新 貢)

議案第 11 号にかかる調査は、3月 10 日に、9 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地やブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第 11 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 10、議案第 12 号 非農地判断についてを議題といたします。
ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。
「〇〇 〇〇」委員は退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)
議案第 12 号、非農地判断の議事参与分について御説明します。
議案書の 14 ページの 21 番から 24 番が、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地になります。
所有者は「〇〇 〇〇」さん、農用地区域内農地が畑 1 筆、1,350 m²、農用地区域外農地が畑 3 筆、520 m²で、合計 4 筆、1,870 m²になります。
いずれも雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。
以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願います。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。
「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分以外を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

引き続き、議案第 12 号、非農地判断について御説明します。

議案書は、11 ページから 16 ページになります。

今月の非農地証明願については、議案書の 13 ページになります。

件数は 3 件、田 3 筆の 2,496 m²、畑 9 筆の 3,994 m²、合計 12 筆で 6,490 m²です。

確認については、3 月 6 日にそれぞれの担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、また、転用地になっている所も、転用後 20 年以上経過しており、非農地となっている事を確認しました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について、御説明します。

議案書は、14 ページから 16 ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、先ほどの議事参与案件の分を含めて、農用地区域内農地が田 5 筆で 4,089 m²、畑 30 筆で 30,918 m²、計 35 筆で 35,007 m²、農用地区域外農地が田 10 筆で 4,391 m²、畑 37 筆で 17,497.35 m²、計 47 筆で 21,888.35 m²、農用地区域内・農用地区域外の合計が 82 筆で 56,895.35 m²になります。

確認につきましては、令和 7 年 3 月 13 日に、農業委員 2 名と推進委員 1 名と事務局で行いました。

いずれも雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 21 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時 51分

議事録署名日 令和 年 月 日

農 業 委 員 会 会 長 _____ 田嶋 輝男 _____

議 事 録 署 名 人 _____ 石原 勇一郎 _____

議 事 録 署 名 人 _____ 久保 秀幸 _____

書 記 _____ 下脇 一博 _____